

湖西市告示第 180 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により
下記のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 6 日

湖西市長 影山 剛士



記

令和 6 年 3 月 27 日午後 4 時 40 分頃、湖西市新居町新居 2609 番地 株式会社
三明南方約 290mの海岸にて漂着発見された人骨を、行旅死亡人として取り扱
う。なお、遺体の特徴等は次のとおりである。

1	本	籍	不詳
2	住	所	不詳
3	氏	名	不詳
4	年	齡	推定 30～70 代
5	性	別	男性
6	身	長	不詳
7	着	衣	なし
8	所 持	品	なし
9	死亡日時	令和 5 年 4 月以前(死後 1 年以上経過しているものと推定)	
10	死	因	不詳

死体は火葬に付し、遺骨は湖西市営火葬場に安置してあるので、お心当たり
の方は湖西市福祉事務所（電話：053-576-1295）までご連絡くだ
さい。